

2023 年度奨学生募集要項

当財団は、長野県内の高校生、高等専門学校生で、経済的な理由で学業に専念できない者に奨学援助を行い、もって青少年の健全育成に寄与することを目的とします。

1. 応募資格

(1) 長野県内の高校、高等専門学校（以下「高校等」という）に通う学生であること（全学年対象）

(2) 学業優秀、品行方正である方で、経済的支援を必要とする方

※ 他の奨学金との併用について

① 貸与型奨学金との併用は可

② 民間の給付型奨学金との併用は不可（国、地方自治体、日本学生支援機構の給付型奨学金及び高校等独自の給付型奨学金との併用は可）

2. 募集期間

2023 年 9 月～2023 年 11 月末

但し、追加募集期間を設ける場合もあります。

3. 奨学金（給付金額・給付方法・給付期間）

(1) 給付金額：月額 20,000 円

(2) 給付期間：2024 年 1 月～高校等の卒業までの期間

(3) 給付時期：1 か月毎に銀行振込により支給（但し、初回は 2 月に 2 か月分を支給）

(4) 奨学金の特徴：給付型の奨学金（返済の義務はありません）

(5) 再応募：不採用となった場合、翌年度以降の新規募集への再応募は可

4. 募集人数

30 名程度

5. 応募書類

(1) 奨学生願書（当財団所定用紙）

(2) 在学学校長の推薦書（当財団所定用紙）

(3) 成績証明書（前学年末分（ただし 1 年生は中学校第 3 学年末の成績表の写し）と直近学期分（2 学期制の場合は前期分、3 学期制の場合は 1 学期分）

- (4) 住民票謄本（マイナンバー記載のないもの）
- (5) 所得・課税証明書または非課税証明書・住民税決定証明等の原本
 - ※ 市町村が発行した収入及び所得控除の金額の記載があるもの
 - ※ 令和4年1月1日から12月31日までの所得に基づくもの
 - ※ 原則として父母両方の証明書を提出ただし、離別または死別で父母がいない場合は、応募者の生活を支えている者を含めた証明書の提出を求められることがある。

6. 応募方法

学校長の推薦を経て、学校を通してご応募ください。

※ 推薦・応募は、各校とも1学年につき2名までとさせていただきます。

7. 選考スケジュール（2023年度のみ）

- | | |
|----------|--------------------|
| (1) 応募期限 | 2023年11月30日（必着） |
| (2) 選考期間 | 2023年12月から翌年1月にかけて |
| (3) 決定通知 | 2024年1月末 |
| (4) 支給開始 | 2024年2月末 |

8. 奨学生の義務

当財団の奨学生に選ばれた場合には、以下の事項の履行について、誓約書を提出していただきます。

- (1) 奨学生は、奨学金規程を厳守すること。
- (2) 今後一層学業に精進し、当奨学財団の期待する奨学生にふさわしい態度と言動をとること。
- (3) 奨学金は学業及び学生生活のためだけに使用し、他の目的には使用しないこと。
- (4) 毎年3月に活動報告書、成績証明書を提出すること。
- (5) 下記の場合、直ちに当財団事務局へ連絡すること。
 - ① 休学、復学、転学または退学する場合
 - ② 停学その他の処分を受けた場合
 - ③ 病気、事故その他の理由により、欠席が3か月以上にわたると見込まれた場合
 - ④ 最短修業年限で卒業できないことが確定した場合
 - ⑤ 他の高校等に編入することが決まった場合
 - ⑥ 当財団に登録した情報等（氏名、住所、電話番号、メールアドレス、振込口座等）に変更があった場合
 - ⑦ 奨学生が他の給付型奨学金の給付を受けることが決定した場合
 - ⑧ 当財団の奨学金を辞退する場合

なお、奨学金給付の休止、停止及び打ち切りについては次頁の「一般財団法

人 ASB 財団 奨学金規程 抜粋」をご参照ください。

9. その他

- (1) 奨学生の卒業後の進路その他一切については、本人の自由になります。
- (2) ご送付いただいた応募書類等の個人情報、奨学金給付及びそれに関する業務の目的以外には使用いたしません。
- (3) 不採用の場合につきましては、応募書類等は当財団で責任をもって破棄いたします。

以上

財団事務局

一般財団法人 ASB 財団 事務局

〒384-8585 長野県小諸市甲 4586 番地 3 日精エー・エス・ビー機械株式会社内

(問合せは当財団事務局へメールにてお願いします。)

e-mail : jmk@asbf.or.jp

HP <https://www.asbf.or.jp>